

国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、暦日の事の咨（一四二八、九、二）

琉球国中山王尚巴志、慶賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、慶賀の事。今、使者漫泰来結制等を遣わし、使者謂慈淳也等ともと共に、共に表文一通を齎捧して京に赴き、宣徳四年（一四二九）の万寿聖節を慶賀し、及び天字等号海船二隻に坐駕し、馬四十匹・硫黄七千五百斤を装載して京に赴き進收せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の各船の附搭の蘇木は、煩為乞わくは免抽し価鈔を給還するを賜わんことを。遠人に利便を得しむるに庶あまからん。咨して施行を請う。

一件、暦日の事。近ごろ礼部の咨を准くるに、欽賜の宣徳三年の大統暦日一百本、内、黄綾面一本は、差来の使者阿蒲察度等に就付し、收領して回国せしむ。移咨して知会す、とあり。此れを准け、欽遵して領受するを除くの外、合行まきに回咨して知会すべし。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳三年（一四二八）九月初二日

恭字号船 使者謂慈淳也 馬二十五匹・硫黄五千斤
天字号船 使者漫泰来結制 馬十五匹・硫黄二千五百斤大咨

注

- (1) 漫泰来結制 『明実録』に漫泰来結制の名がみられるのは以下の条である。宣徳四年（一四二九）七月甲寅・甲子、宣徳七年三月己巳・丙子・甲申、正統元年（一四三六）三月丁卯。
- (2) 謂慈淳也 使者謂慈淳也等のこの朝貢は『明実録』宣徳四年正月乙丑の条にある。このほか『明実録』には、宣徳二年（一四二七）四月辛未・丁亥の条に山南王の使者として謂慈淳也、また宣徳六年九月乙亥・辛巳の条に謂慈勃也の名がある。
- (3) 万寿聖節 天子の誕生日。『明会典』卷四三、万寿聖節百官朝賀儀、によれば、儀は正旦、冬至と同様に行われる。なお宣徳帝の万寿聖節は二月九日。
- (4) 大 正大に同じ。（一六〇一）注（15）を参照。

1-16-11

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨（一四二九、三、二〇）

琉球国中山王尚巴志、進貢の事の為にす。

今、使者阿蒲察都等を遣わし、使者魏古渥制等ともと共に表文一通を齎捧し、京に赴き進貢し、及び盤字等号海船二隻に坐駕